

臓器提供意思表示カードの様式変更と現行カードの解釈について

1. 経緯

法改正により、本人意思が不明の場合でも家族の承諾により脳死判定や臓器提供を行うことや、臓器提供の意思に併せて親族への優先提供の意思を表示することが可能となった。

これらを踏まえ、カードの様式について、臓器移植委員会及び普及啓発に関する作業班で議論を行い、以下のような御意見をいただいたことを踏まえ、事務局においてカード様式の見直し案を作成した。

- ・ 親族優先の意思表示は、能動的に行う方法をとるべきであること
- ・ カードの様式は、(ア)法律の趣旨を踏まえたものにする、(イ)記載不備を防ぐようなものにする、(ウ)記載しやすいシンプルなものとする こと
- ・ 移植医療に関する情報を記載したパンフレットとともにカードを配布することを原則とすること

2. 見直しの考え方 (別紙・新しい意思表示カードイメージ参照)

① 親族優先提供の意思表示は、単に○×を付けるのではなく、能動的に記載していく方式とする。

〈親族優先提供の意思〉

(現 行) カードの余白に自筆で記載する

(見直し) 「特記欄」を設け、自筆で記載できるようにする。

② 記載不備が生じにくく、できるだけ分かりやすい、シンプルな様式とする。

〈臓器の指定〉

(現 行) 提供したい臓器を○で囲む (提供したくない臓器に×を付ける)

(見直し) 提供したくない臓器に×をつけることとする。

これにより、○を付けた臓器、×を付けた臓器、何も付いていない臓器の3種類の記載が生じることによる混乱を防ぐことが可能となる。

〈組織の提供意思〉

(現 行) 「その他」欄に自筆で記載

(見直し) 「特記欄」に記載できるようにする。

これにより、臓器提供の意思をまず表示した上で、親族優先提供の意思及び組織の提供意思は「特記欄」に表示、と明確に整理可能となる。

③ 臓器提供の意思表示方法について、見直しを行う。

〈脳死後及び心停止後の臓器提供意思〉

(現 行) 「脳死後」の提供、心停止後の提供に関する意思表示がそれぞれ独立。

(見直し) 「脳死後」の部分を、「脳死後及び心停止後のいずれでも」と修正する。

この修正は、法改正後に現行カードを用いて意思表示を行った場合に、
2（心停止後）のみに○があったときの脳死下臓器移植について、本人意思を“拒否”とするのか“不明”とするのかによって大きく取扱いが異な
ってくる（詳しくは3. ①を参照）ことを踏まえたもの。

④ その他のカード様式見直し

〈家族署名欄の取扱い〉

臓器移植法が求める書面の有効性の要件ではないが、カードの存在及び本人の
意思を家族に知つてもらえることから、カードに関しては、残すこととする。

〈問い合わせ先の記載〉

問い合わせ先の電話番号等をカード表面に記載することにより、記載に疑義が
生じた場合の情報へのアクセスを容易にする。

⑤ パンフレットとカードを一体として配布することを原則とする。

- ・パンフレットには臓器移植に関する情報、意思表示に関する情報を記載する。
- ・パンフレットと一体として配布することで、カードの様式はシンプルにする。

3. 新旧カード様式に関する解釈上の整理

① 法改正後（7月17日以降）の現行カードの解釈について（別紙・現行意思表示 カードの解釈について参照）

・1（脳死後）のみに○がついていた場合

現行は、脳死下での臓器提供を希望していることから、心停止後についても附
則第4条の“臓器提供を拒否する意思がない”と解し、家族の承諾があった場合
に臓器提供を行う取扱いをしているが、改正後もその取扱いでよいか。

・2（心停止後）のみに○がついていた場合

現行は、脳死後の提供意思は“意思表示なし”と解し、脳死下臓器提供は行つ
ていないが、改正後は、これを“不明”か“拒否”か解釈する必要が生じる。

改正後は、本人の意思表示脳死後の臓器提供が選択可能な状況下で、心停止後
の臓器提供のみに○をついていることから、脳死判定を受けること、またその結
果に従うことを“拒否していた”と解することでよいか。

② 法改正後（7月17日以降）の現行カードの不備記載の解釈について

現行カードにおける不備記載の解釈については、平成16年に臓器提供意思表示
カードに関する作業班の報告を踏まえ、通知が発出されている。（参考資料4参照）

この通知の別添3「新しい取扱いについて」に挙げられている事例については、
法改正後も作業班報告と同様の取扱いとして良いか。

新しい意思表示カードのイメージ

○ 様式変更のポイント

- ・改正法の趣旨を踏まえ、臓器提供の意思表示(カードの1.と2.)を見直し。
- ・特記欄を設け、親族優先提供の意思や組織(皮膚、心臓弁、血管、骨など)提供の意思を記入できるようにする。
- ・臓器移植に関する情報に容易にアクセスできるようにするために、カードをパンフレットとあわせて配布することとともに、カード本体には問い合わせ先を記載。

※ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。
(×をつけた臓器は提供しません)

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
【腎臓・脾臓・眼球】

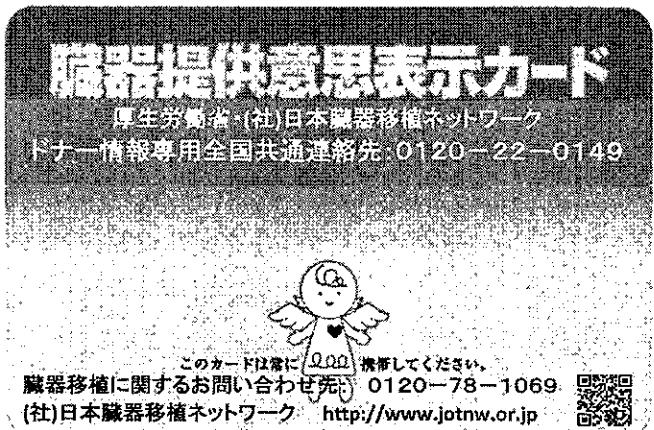
3. 私は臓器を提供しません。

[特記欄:]

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：



(参考)現行意思表示カード

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

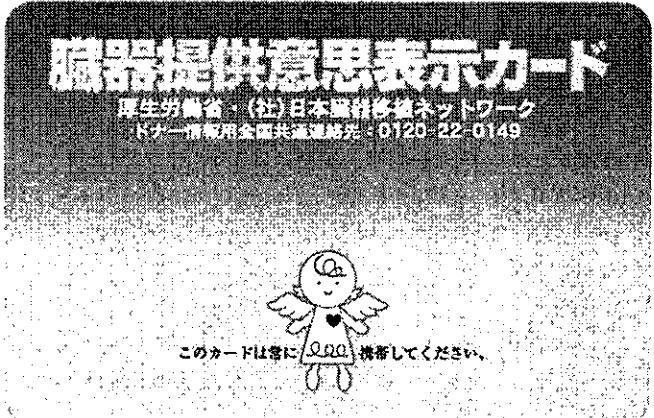
3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)



現行意思表示カードの解釈について

① 番号1のみに○がついていた(番号2には○がない)場合

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日：平成 16 年 1 月 1 日 

本人署名(自筆)：移植 太郎

家族署名(自筆)：

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

【現行の取扱い】

脳死下での臓器提供を希望していることから、心停止後につけても附則第4条の“臓器提供を拒否する意思がない”と解し、家族の承諾があった場合に臓器提供を行う。

【改正後の取扱い】

現行の取扱いと同様でよいか。

② 番号2のみに○がついていた(番号1には○がない)場合

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。
(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3. 私は臓器を提供しません。

署名年月日：平成 16 年 1 月 1 日 

本人署名(自筆)：移植 太郎

家族署名(自筆)：

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)

【現行の取扱い】

脳死後の提供意思是“意思表示なし”と解し、脳死下臓器提供は行っていない。

【改正後の取扱い】

1. に○がついていないことを“意思不明”か“拒否の意思表示”か解釈する必要が生じるが、どのように考えるか。

本人の意思表示脳死後の臓器提供が選択可能な状況下で、心停止後の臓器提供のみに○をつけていることから、脳死判定を受けること、またその結果に従うことを“拒否していた”と解することによいか。